

## 「千葉北シニアチーム父母会規約」

### 第1条（活動）

千葉北チームの父母会会員は選手と共に積極的に活動に参加し、父母会役員と協力し選手の練習、試合等の遂行を支障なき事に努力し、且つ選手の心身健全な育成に努めなければならない。

### 第2条（運営）

千葉北チーム父母会の運営及び活動は会員全員の参加を前提とする。

緊急の場合は三役にて決定し行動するものとする。

### 第3条（厳守）

千葉北チーム父母会会員はグランドにおいての選手の指導は原則として行わない。

指導者から指示がある場合はそれにあらず。

### 第4条（役員）

千葉北チーム父母会は次の役員をおく。

1. 父代表 1名（各学年）
2. 母代表 1名（各学年）
3. 父副代表 1名以上（各学年）
4. 母副代表 1名以上（各学年）
5. 会計 1名

前提に定める役員の他、父母会の円滑な運営をはかるため名誉会長、顧問等をおくことができる。

役員会における父母会会長は最高学年の父代表が担う。任期は会計年度に準ずる。

### 第5条（役員の任務）

1. 代表は父母会を代表し会務を総括する。
2. 副代表は代表を補佐し、事故ある時は職務を代行する。
3. 役員はチームからの伝達事項を速やかに会員全員に伝える。

### 第6条（役員の選任、解任）

役員の選任及び解任は、役員会の承認により代表及び副代表がこれを決定する。

### 第7条（経費）

千葉北チーム父母会は1,500円の父母会費を徴収しこの範囲で運営を行うものとする。

### 第8条（会計年度）

千葉北チーム父母会の会計年度は毎年9月1日に始まり翌年8月末日に終わる。

### 第9条（細則）

本規約に施行細則の必要性が生じた時は、役員会の承認を得て別に定める。